

とよさと霊園

墓所使用者募集案内書

(規格墓所)

鹿 嶋 市

鹿嶋市霊園墓所使用者募集について

1 募集する霊園の概要

- (1) 名称 とよさと霊園
- (2) 所在地 鹿嶋市大字猿田5 1 4 番地
- (3) 墓所の種別

墓所の種別	区画面積	仕 様
規格墓所	4.6㎡ (2.0m×2.3m)	境界縁石、カロート（地下納骨施設）付き。 *設置物、高さ等に制限があります (2メートル以内等)。

2 使用者募集基数、使用料及び管理料

墓所の種別	使 用 料	管 理 料 (年額)
規格墓所	520,000円	5,000円/年

- ① 使用料には、墓碑等の設置費用は含まれていません。
- ② 使用料は、使用予定者として決定した方に納めていただきます。
- ③ 管理料は3年分ごとの納入とします。初回は使用料と一緒に納めていただきます。
- ④ 市外に住所を有する方の使用料は、上記使用料の20%増となります。

3 申込資格

- (1) 墓所を必要な方であれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込者数が募集する墓所数を越えたときは、次に掲げる方を優先的に取り扱います。
 - ① 鹿嶋市に住所を有し、ご遺骨をお持ちの方
 - ・・・ご遺骨を自宅、または寺院等に仮安置している方
 - ・・・ご遺骨を縁故者の墓地に埋蔵、または寺院等に収蔵している方
 - ② 鹿嶋市に住所を有している方

4 申込期間

- (1) 随時申込みを受付します。

5 申込方法

- (1) 次の①から②までの書類を窓口において申込みください。
鹿嶋市平井 1187-1 鹿嶋市市民生活部環境政策課 0299-82-2911 内線 351

① 申込書（墓所使用許可申請書）

* 申込者の本籍、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、希望する墓所の位置（列・番号）を必ず記入して下さい。

② 住民票抄本（本籍地記載のあるもの）

- (2) 申し込みは一世帯につき1通（1区画）のみです。二重申込及び虚偽等の不正申込をされると無効とします。
 - * 申し込みの際に提出していただいた書類は、お返し致しません。
 - * 申込書を提出した後の墓所の区画の変更はできませんので、希望墓所の記入は慎重に行ってください。

6 使用料及び管理料の納付

- (1) 「使用予定者」と決定した方に、使用料及び管理料の納入通知書を郵送します。
 - * 納入通知書は、2枚（使用料、管理料）となっています。
- (2) お近くの鹿嶋市指定金融機関へ納めてください。
 - * 使用料及び管理料の領収書は大切に保管してください。
 - * 上記の期限内に使用料及び管理料を納入しないときは、使用を辞退したものと取り扱います。（辞退される場合は、所定の辞退届を提出していただきます。）
 - * **納入された使用料及び管理料は、返還できません。**
 - * 管理料は、霊園内の共有部分（道路・緑地等）の維持管理に使用します。各墓所区域内は、使用者が自己管理することとなります。

7 墓所使用許可証の交付

- * 使用料及び管理料を納入された方に「墓所使用許可証」を交付（郵送）します。

8 墓所の使用開始

- * 使用開始は墓所使用許可証交付後からになります。
- * 墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵は、使用許可証の交付後に行うこととなります。

9 墓所使用上の注意

- (1) 墓所の使用許可期間は、30年です。
ただし、使用者が引き続き使用する場合は、許可期間を更新することができます。
- (2) 納入された使用料及び管理料は、原則として返還しません。
- (3) 墓所には、焼骨以外のものは埋蔵できません。
- (4) 墓所の使用権の譲渡、転貸、区画の変更はできません。
- (5) 規格墓所には、既に囲障、地下納骨施設が設置されています。これらの施設の形状を変更することはできません。
- (6) 墓所に墓碑等の設備を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等の制限があります。
- (7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所使用許可を受けた方の姓とします。
- (8) 墓碑等の設置は、使用者の負担です。なお、石材店の指定はありません。
- (9) 墓碑等を設置する場合は、墓碑工事届を提出し工事完了後に検査を受けてください。
- (10) 墓所は、使用者の責任において除草、清掃を行い清潔に使用し、お供え物等はお持ち帰ることとし、他に危険又は迷惑を及ぼさないようにしてください。

◆ 墓碑等の設置基準（規格墓所）

設備の種類	設 備 基 準	
墓 碑	設置場所は地下納骨施設 の上部とします。	高さ 2メートル以内
香 炉 花 立		高さ 1.5メートル以内
墓 誌	通路面から1.3メートル以内	

備 考

- 1 高さの基準面は、墓前通路面とします。
- 2 墓碑、香炉、花立、塔婆立、墓誌以外の施設は、設置できません。
- 3 墓碑、香炉、塔婆立、墓誌は1基、花立は1対とします。